

処 分 基 準 整 理 票

処 分 名	市指定史跡名勝天然記念物の管理団体の指定解除	
根 拠 法 令 名	大津市文化財保護条例	(条項) 第49条において 準用する第10条第1項
基 準 法 令 名		(条項)
所 管 部 署	教育委員会 文化財保護課	
【処分基準】 ・ 文書の名称 【 】 ・ 掲載図書等 【 】 ・ 内 容 ☒ 全部記載 ☐ 一部・項目のみ記載 次の各号のいずれかに該当するとき。 (1) 市指定史跡名勝天然記念物の所有者又は大津市文化財保護条例第49条において準用する同条例第7条第2項の規定により選任された管理の責に任すべき者による管理が適当であると認められること。 (2) 当該管理団体による管理が困難又は不适当であり、他の団体による管理が適当であると認められること。 参考 〔根拠法令〕 (準用規定) 第49条 第7条から第11条まで、第16条から第18条まで及び第20条の規定は、市指定史跡名勝天然記念物について準用する。 (管理団体の指定の解除) 第10条 前条第1項に規定する理由が消滅した場合その他特別の理由があるときは、教育委員会は、管理団体の指定を解除することができる。		

※ 処分基準の内容すべてを記載することができないときは、当該処分基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。